

平成30年度 公文書開示状況（7月決定分） 生活文化局

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	合応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	H30. 6. 18	H30. 7. 2	東京都情報公開取扱事務要綱の協議際の「正確性」除外するもの求める。29生広情第498号（H29、10/18）資料上「不正確」欠く。																請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課
2	H30. 6. 22	H30. 7. 4	平成16年〇月〇日付特定非営利活動法人〇〇の役員の変更等届出書類外13件	56		1						1	1						(7条2号) 監事、理事、総会議長及び議事録署名人等の氏名、監事等の住所又は居所等については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条4号) 印影については、公にすることにより偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
3	H29. 6. 22	H30. 7. 6	(1) 成分一覧表 (2) 依頼テスト結果報告書 (3) 成分一覧表	14		1						1		1					・製品名、発売元、対象商品及び相談内容の一部(7条3号) 事業者に関する情報であり、公にすることにより相談があった事実が明らかになり、社会的信用の低下を招くなど競争上又は事業運営上の地位が損なわれる恐れがあるため (7条6号) 事業者に関する情報であり、開示することにより、事実確認や交渉等において、事業者の協力や情報を得ることができなくなるなど、相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある ・システムの情報番号 (7条6号) 情報の管理に関する内容が記載されており、開示することにより、保有情報を識別することができることとなり、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局消費生活総合センター相談課
4	H30. 7. 4	H30. 7. 6	特定非営利活動法人〇〇の平成24年度、25年度事業報告書類のうち事業報告書、活動計算書（収支計算書）、貸借対照表及び財産目録	11		1														生活文化局都民生活部管理法人課
5	H30. 6. 24	H30. 7. 10	宗教法人〇〇の最新の規則	14		1						1	1						(7条2号) 責任役員の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条4号) 印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある	生活文化局都民生活部管理法人課
6	H30. 7. 9	H30. 7. 11	特定非営利活動法人〇〇の平成23年度から26年度までの事業報告書類のうち、会計収支計算書、会計貸借対照表及び会計財産目録	12		1														生活文化局都民生活部管理法人課
7	H30. 7. 9	H30. 7. 11	特定非営利活動法人〇〇の平成24年度、25年度事業報告書類のうち事業報告書、会計収支計算書（収支決算書、貸借対照表及び財産目録は除く）	7		1						1							(7条2号) 代表権のある理事以外の理事、監事、取材、対談、調査、講座、見学会主催者、出席者、探訪及び調査協力者の氏名に係る情報については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため	生活文化局都民生活部管理法人課

平成30年度 公文書開示状況（7月決定分） 生活文化局

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
8	H30. 6. 18	H30. 7. 13	・旅館業営業許可について（照会）（平成30年2月5日付29生私行第3492号） ・旅館業営業許可照会文の差し替えについて（通知）（平成30年2月22日付事務連絡） ・旅館業営業許可について（回答）（平成30年4月17日付文書）	10	1															（7条2号）付近見取図内の個人名については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため （7条3号）当学園の小学校及び教育センターに通う障害を持つ児童数については、公にすることにより、法人の収入・支出及び財産状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため （7条3号）地域住民と事業者の話し合いの内容については、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため （7条4号）印影については、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局私学部私学行政課
9	H30. 7. 10	H30. 7. 19	平成14年〇月〇日付特定非営利活動法人〇〇の設立認証申請書類外19件	221	1														（7条2号）申請者、監事、社員等の氏名及び住所又は居所、総会議長、議事録署名人等の氏名等については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため （7条4号）印影については、公にすることにより偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課	
10	H30. 7. 17	H30. 7. 25	平成25年〇月〇日付特定非営利活動法人〇〇の「認証書」の写し及び平成25年〇月〇日付定款の変更の認証に係る閲覧書類提出書のうち、「定款」	11	1																生活文化局都民生活部管理法人課

平成30年度 公文書開示状況（7月決定分） 生活文化局

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	合応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
11	H30. 7. 11	H30. 7. 25	平成21年〇月〇日付特定非営利活動法人〇〇に関する通報報告書他6件	7	1					1	1								(1) 通報者氏名欄の記載 (7条2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため (2) 通報内容欄の記載 (7条2号) 個人に関する情報であり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるため (7条3号) 内容の真実性を確認できない通報内容を公にすることにより、市民からの信頼を失い、寄付金を得ることができなくなるなど、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため (7条6号) 公にすることで、都に対する通報者の信頼を失い、また、今後、都民等が都への通報に躊躇するなどした結果、法人の実態及び情報の把握や、違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるため (3) 対応内容欄の記載 (7条3号) 過去のものも含めたその内容を公にすることにより、市民からの信頼を失い、寄付金を得ることができなくなるなど、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため (7条6号) 通報内容を推測することができ、公にすることにより、今後、都民等が都への通報に躊躇するなどした結果、法人の実態及び情報の把握並びに違法若しくは不当な行為の発見を困難にする恐れがあるため (4) 参考欄の記載 (7条6号) (2) 同号の理由と同 (5) 分類欄の記載 (7条3号) その内容の真実性を確認できない通報に関する分類を公にすることにより、市民からの信頼を失い、寄付金を得ることができなくなるなど、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため (7条6号) 分類は通報内容を推測することができるため、公にすることで、今後、都民等が都への通報に躊躇するなどした結果、法人の実態及び情報の把握や、違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるため (6) 処理欄の記載 (7条3号) (3) 同号の理由と同 (7条6号) 通報及び対応内容を推測することができ、公にすることにより、今後、都民等が都への通報に躊躇するなどした結果、法人の実態及び情報の把握や、違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるため (7) 完結日 (7条3号) 公にすることにより、対応内容及び処理の推測が可能のため、市民からの信頼を失い、寄付金を得ることができなくなるなど、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため (7条6号) 都の機関が行う事務に関する情報であり、公にすることにより、対応内容を推測することができるようになるため、法人との信頼関係を損ない、今後の調査協力等に応じなくなるなど、法人の実態及び正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため	生活文化局都民生活部管理法人課

平成30年度 公文書開示状況（7月決定分） 生活文化局

整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
12	H30. 7. 19	H30. 7. 25	平成23年〇月〇日付特定非営利活動法人〇〇の役員の変更等届出書外2件	3		1														(7条2号) 監事、代表権のある理事以外の理事及び監事に係る氏名及び住所又は居所については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため(7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
13	H30. 7. 13	H30. 7. 27	特定非営利活動法人〇〇の定款変更認証申請書類外8件	93		1														(7条2号) 監事、社員、代表権のある理事以外の理事、総会出席者、議長及び議事録署名名人等の氏名、監事等の住所又は居所等については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため(7条4号) 印影については、公にすることにより偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
14	H30. 7. 23	H30. 7. 31	29生広情第498号 (H29.10/18) 資料内の「情報公開制度の概要について」29頁～32頁の31頁：理由説明書(案)は、審査会事務局が、「協議」なのか「助言」なのか明確に分かるもの求める。																	実施機関が作成した理由説明書の提出に際して、審査会事務局が協議又は助言を行うことが明確に分かる文書を作成及び取得していないため	生活文化局広報広聴部情報公開課